

緑といきもの販わい事業補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 緑といきもの販わい事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年3月31日長崎県告示第302号。以下「県民生活環境部要綱」という。）に定めるほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体とし、対象区分毎の補助対象経費及び補助率については別表のとおりとする。

- (1) 長崎県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）または暴力団若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する団体（者）でないこと。
- (4) 本事業終了後も、今回応募した目的を遂行するために、継続して活動を続ける見込みがある団体であること。
- (5) その他助成を行うことが不相当と認められる団体でないこと

2 国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体から補助を受けていない事業であるもの。

3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第3条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 当該事業に係る収支予算書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- (3) 設計書、仕様書又は見積書の写
- (4) 関係函面及び現況写真
- (5) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）（申請者が地方公共団体の場合は不要）

(補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 県民生活環境部要綱第10条の規定により帳簿の整備等を行わなければならないこと。
- (2) 事業実施後の対象地域又は保全等活動運営状況のモニタリングを行わなければならないこと。

(事業計画の変更等)

第5条 規則第11条第2項第1号の規定により、規則第4条により知事に提出した書類の内容

を変更（第4項の軽微な変更を除く。）しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しその承認を受けなければならない。

2 事業計画変更承認申請書に添付すべき書類については、第3条（申請書に添付すべき書類等）の規定を準用する。

3 規則第11条第2項第2号の規定により、事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しその承認を受けなければならない。

4 県民生活環境部要綱第5条第4項の規定による軽微な変更は、次の各号に掲げる以外の変更とする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

- (1) 事業計画の達成に支障をきたす、又は、事業能率の低下をもたらす事業計画の変更
- (2) 事業費の2割以上の増減を伴う変更

（実績報告）

第6条 県民生活環境部要綱第6条第2項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日（規則第13条第1項後段の規定による場合には、翌年度の4月10日）とする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、(5)は県民生活環境部要綱第6条第4項に該当する場合に限る。

- (1) 事業精算書（様式第6号）
- (2) 完成検査調書及び請負契約書の写（直営の場合は、支出証拠書類の写）
- (3) 精算報告書及び図面
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類（写真、参加人数含む実施状況が確認できる報告書等）
- (5) 仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）

（補助金の交付）

第7条 規則第16条第1項の規定による交付請求書の提出期限は、規則第14条の規定による額の確定通知を受け取った日から14日以内とする。

2 前項の交付請求書に添付すべき書類は、省略することができる。

3 県民生活環境部要綱第7条第2項の規定による概算払い請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 請求内訳書（様式第8号）
- (2) 着手（見込）証明書（様式第9号）

（その他）

第8条 規則、県民生活環境部要綱及び実施要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成23年4月1日）

この実施要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成 29 年 4 月 3 日）

この実施要綱は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成 30 年 4 月 2 日）

この実施要綱は、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（令和 2 年 4 月 1 日）

この実施要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（令和 3 年 4 月 1 日）

この実施要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（令和 4 年 4 月 1 日）

この実施要綱は、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（令和 6 年 4 月 1 日）

この実施要綱は、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（令和 7 年 4 月 1 日）

この実施要綱は、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（令和 8 年 4 月 1 日）

この実施要項は、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率
1 市町	1 自然共生サイトの認定に向けた取組のうち以下に掲げるもの (1) 認定に必要となる保全活動や生物調査の取組（ソフト事業） (2) 認定に必要となる生物の生育環境の保全再生のための取組（ハード事業）	3分の2以内(離島部) 2分の1以内(本土部)
2 民間団体 （中小企業基本法に定義される中小企業以外の企業を除く）	2 以下の区域における生物の生息環境の保全再生のための取組 (1) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）に基づく自然環境保全地域 (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園、国定公園及び県立自然公園 (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく国指定鳥獣保護区（全域）及び県指定鳥獣保護区（特別保護地区に限る。） (4) 自然共生サイト（募集開始日までに認定されたものに限る。） 3 以下の生物種の生息環境の保全再生のための取組 (1) 国内希少野生動植物種 (2) 国又は長崎県レッドリスト掲載種 4 1～3の取組と併せて実施する参加型の環境学習の取組	10分の9以内

事業計画書(申請用)

1. 令和 年度緑といきもの賑わい事業の内容

事業名	
該当する補助対象事業 ※事業1～3のいずれかを記載 ※事業1については、(1)もしくは(2)又はその両方を記載 ※事業4がある場合、上記と併せて記載	
事業実施地域 ※場所及び区域がわかる地図を添付すること	
事業対象面積	㎡
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
活動参加人数	人
環境学習参加予定人数 ※事業4がある場合は記載	人
背景 (課題や取組の現状)	
目的・目標 (目的達成により期待される効果)	(目的・目標) (目的達成により期待される効果)
事業内容 ※実施内容ごとに箇条書きで記載	

<p>期待される効果</p> <p>※「事業内容」における項目ごとに箇条書きで記載</p>				
<p>事業スケジュール</p>				
<p>自然共生サイト申請に必要な情報の整理状況</p> <p>※事業Iがある場合に記載</p>	<p>(確認済の情報)</p> <p>(確認中の情報)</p>			
<p>専門家との連携状況</p>	<p>(所属)</p> <p>(氏名)</p>			
<p>専門家意見聴取の体制や聴取事項</p>				
<p>事業対象地域の保護区への該当性</p> <p>※事業区域の全部又は一部が右記の保護区内に位置する場合は、該当するものに○</p> <p>※該当する保護区については、その名称を下段に記載</p>	<p>自然環境保全地域（県指定）</p>		<p>国立公園</p>	
			<p>国立公園</p>	<p>県立自然公園</p>
			<p>鳥獣保護区（国指定/全域）</p>	<p>鳥獣保護区（県指定/特別保護地区）</p>
			<p>自然共生サイト</p>	<p>その他（例：重要里地里山、重要湿地など）</p>
<p>事業対象地域の保全対象種名（レッドリストのカテゴリ）</p>				
<p>補助対象事業費</p>				
<p>補助金交付申請額</p>	円			

2. 事業を実施する団体の概要 ※市町、法人は記載不要

団体	名称
	代表者氏名
	住所
	電話番号
	F A X 番号
	e-mail
	ホームページ
事務局（連絡先）	担当者氏名
	住所
	電話番号
	F A X 番号
	e-mail
設立	年 月 構成員 人
設立目的	
会費	一人 円／年
入会資格	
主な活動歴 及び規約	別紙添付してください。

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	予算額 (円)	備 考
県補助金		
自己負担金		
合 計		

2 支 出

事業の区分	費 目	予算額 (円)	備 考
	合 計		

※事業の区分

- 1 自然共生サイトの認定に向けた取組のうち以下に掲げるもの
 - (1) 認定に必要となる保全活動や生物調査の取組 (ソフト事業)
 - (2) 認定に必要となる生物の生育環境の保全再生のための取組 (ハード事業)
- 2 以下の区域における生物の生息環境の保全再生のための取組
 - (1) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成20年長崎県条例第15号)に基づく自然環境保全地域
 - (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく国立公園、国定公園及び県立自然公園
 - (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく国指定鳥獣保護区(全域)及び県指定鳥獣保護区(特別保護地区に限る。)
 - (4) 自然共生サイト(募集開始日までに認定されたものに限る。)
- 3 以下の生物種の生息環境の保全再生のための取組
 - (1) 国内希少野生動植物種
 - (2) 国又は長崎県レッドリスト掲載種
- 4 1～3の取組と併せて実施する参加型の環境学習の取組

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

誓約書

私は、令和 年度緑といきもの賑わい事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度緑といきもの販わり事業補助金
事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった
緑といきもの販わり事業補助金について、下記のとおり変更したいので、長崎県補助金等
交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により、その承認を申請
します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 設計書（もしくは見積書）
- 4 関係図面及び現況写真（普及啓発は省略可）

注）添付書類については、交付申請書に添付したものと同じであれば、省略することがで
きる。

<u>発行責任者及び担当者</u>			
発行責任者	氏名	(連絡先:	— —)
発行担当者	氏名	(連絡先:	— —)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度緑といきもの販わり事業補助金
事業計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった
緑といきもの販わり事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、長崎県
補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により、その承
認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

<u>発行責任者及び担当者</u>			
発行責任者	氏名	(連絡先:	- -)
発行担当者	氏名	(連絡先:	- -)

事業の区分	事業費	同 左 内 訳				事業期間	摘要
		県費補助金	左のうち 受領済額	市町費	自己負担額		
	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日	
合計							

(注) 事業計画を () 表示すること。

長崎県知事 様

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定を受けた緑といきもの販わい事業補助金の仕入れに係る消費税等相当額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額（補助金返還相当額）

金 円

- 3 当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

()

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

『仕入れに係る消費税等相当額報告書』の提出にかかる留意事項

1. 報告対象者

仕入れに係る消費税等相当額（補助金返還相当額）の有無にかかわらず、消費税及び地方消費税込みの補助金を交付されたすべての事業者が対象となります。（必ず書面により提出）

2. 返還がない場合

次のア～オのいずれかに該当する場合には、仕入れに係る消費税等相当額（補助金返還相当額）を0円で報告してください。また、該当する理由についても記載をお願いします。

- ア 消費税の申告義務がない。
- イ 簡易課税方式により申告している。
- ウ 事業実施主体が消費税法別表第3に定める法人（一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人等）であり、特定収入割合が5%を超えている。
- エ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

3. 提出書類

(1) 仕入れに係る消費税等相当額報告書

(2) 上記(1)の報告書の記載内容を確認できる資料（次のア～ウ参照）

ア 免税事業者の場合

- ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・損益計算書等の売上高を確認できる資料

イ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合

- ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

ウ 上記以外の場合

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

※ア 免税事業者の場合で、報告書の記載内容を確認できる資料がない場合は、報告書へ仕入れに係る消費税等相当額がない理由とともにその旨記載してください。（実績報告書等に該当しない旨のチェック欄を設けるなど適宜対応して差し支えありません。）

例1) 地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業

消費税法第60条第6項及び第7項により消費税の申告義務がないため、添付資料はありません。

例2) 任意団体

消費税の申告義務がないため、添付資料はありません。

実施要綱 様式第8号

請 求 内 訳 書

事業の区分	交付決定額	前回までの受領額	今回請求額	着手（予定） 年 月 日	事業完了 予定年月日	摘要
(例) 事業3	350,000 円	0 円	350,000 円	令和〇年 5 月 12 日	令和△年 1 月 31 日	

着 手 (見 込) 証 明 書

事業の区分	事業費	交付決定額	事業期間	支出費用状況			備 考
				実績額	見込額	合計額	
(例) 事業3	350,000 円	300,000 円	令和○年5月12日 ～ 令和△年1月31日	12,340 円	337,668 円	350,000 円	

上記のとおり着手した（見込である）ことを認めます。

年 月 日

市町（民間団体）長

上記記載のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

長崎県主務課長

印